



窓



3月30日までの毎週月曜日

窓口サービスの時間外延長を実施中

お勤めの人や共働き世帯の人が、各種証明書を取得しやすくするため、次の内容で試験的に窓口サービスの時間外延長を実施しています。

▼**試行期間** 3月30日(月)まで

▼**延長期日・時間**
毎週月曜日の午後7時まで
(ただし、月曜日が祝日などの閉庁日の場合は、翌日の開庁日)

▼延長業務

町民生活課町民サービス室

▼発行できるもの

・戸籍謄抄本・除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本
・印鑑証明・印鑑登録証の交付
・身分証明書などの諸証明書
(年金証明書・町制施行証明書)

ただし、印鑑証明および町政施行証明書以外は、本人確認書類が必要となりますので、必ずご

持参ください。

※本人確認書類

写真付きの官公署発行の身分証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど)

▼**問合せ先** 役場町民生活課町民サービス室

☎ 54・3111 (内線147)

平和推進啓発ポスターコンクール
優秀賞受賞作品

応募総数 吉岡中学校45点



3年 高橋 麗奈



3年 佐保 真帆



2年 阿久澤 恵里



2年 石関 千裕

入札経過・結果の情報

入札日 平成20年11月11日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
条件付 8	平成20年度 吉岡町駒寄学童保育施設新設基本・実施設計業務委託	吉岡町大字 大久保地内	9社	3,680,000円	2,208,000円	60.0%	(株)高橋建築設計事務所	健康福祉課

今月の納税

国民健康保険税・・・10期
介護保険料・・・10期
後期高齢保険料・・・7期

納期限 2月2日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

滋川県税事務所 日曜窓口・夜間窓口のお知らせ

滋川県税事務所では、次のとおり日曜窓口・夜間(延長)窓口を開きます。納税や納税相談にご活用ください。

- ▶日曜窓口 1月25日(日)
午前8時30分～午後5時30分
- ▶夜間窓口 1月26日(月)～30日(金)午後7時30分まで
- ▶問合せ先 滋川県税事務所(滋川市金井395)
☎22・4050

吉岡都市計画区域の整備、開発および保全の方針の 都市計画原案の閲覧と公聴会を実施します

吉岡都市計画区域の整備、開発および保全の方針について計画案をまとめましたので、次のとおり変更案の閲覧と公聴会を開催します。

1. 都市計画原案の閲覧

(1) 対象となる都市計画原案

吉岡都市計画区域の整備、開発および保全の方針(吉岡都市計画区域マスタープラン)の変更

- ・都市計画の目標
 - ・区域区分の決定の有無
 - ・主要な都市計画の決定の方針(土地利用・都市施設・市街地開発事業・自然環境など)
- (2) 閲覧について

▼閲覧会場 県都市計画課、滋川土木事務所、役場産業建設課

▼閲覧期間 1月20日(火)～2月3日(火)

※土・日曜日は除く

▼閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分

▼問合せ先 県都市計画課

☎027・226・3654

滋川土木事務所

☎0279・22・4055

役場産業建設課都市建設室

☎54・3111(内線162)

2. 公聴会の開催について

▼期日・時間 2月12日(木)

午後2時から滋川・吉岡の順に開催

▼会場 群馬県滋川合同庁舎302会議室

▼公聴会の傍聴 希望者は直接会場へお越しください。

▼公述申出書の提出および公述人の選定 公聴会で公述を希望する人は、「公述申出書」を提出することができ、「公述申出書」には住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見の要旨(400字以内)を記入した「公述申出書」(様式は問います)を直接または郵送で提出してください。公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を提出先の県知事が選定し本人に通知します(代理委任状を提出し、議長の承認が必要となります)。また、文書により意見の提示をすることができます(この場合、議長による文書の朗読をもって意見の陳述に替えます)。

▼申込締切日 2月3日(火)必着

なお、公述人がいない場合、公聴会は中止となります。その際は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課および公聴会の開催予定の場所にその旨を掲示します。

▼公述申出書の提出先 〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1 県都市計画課※郵送の他、各閲覧会場経由でも提出は可能です。

保険料免除の申請は原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の人には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(若年者納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(若年者納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除(4分の1納付)、半額免除(半額納付)、4分の1免除(4分の3納付)があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除および若年者納付猶予については、翌年度以降降分もあらかじめ申請(継続申請)することができ、失業などによる理由を除く。忘れずに申請の手続きをしてください。